

黒部市 発表
令和5年12月22日（金）

【照会先】
黒部市市民環境課
市民環境課長 吉田 雅之
市民環境課係長 岸上 美栄子
電話 0765（54）2501

報道関係者 各位

条例関係(12月定例会 追加提出案件)

以下のとおり、条例の制定等について12月定例会に議案として追加提出しました。

【黒部市手数料条例の一部改正】

1 目的

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行（令和6年3月1日）に伴い、これに関連する本条例について所要の改正を行うもの。

2 内容

(1) 戸籍（除籍）謄本の広域交付事務の追加

本籍地以外での戸籍（除籍）謄本の提供が可能となる。

- ・戸籍謄本1件につき 450円（変更なし）
- ・除籍謄本1件につき 750円（ 〃 ）

(2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行事務の追加

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項証明情報）の提供が可能となる。

- ・戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円
- ・除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

(3) 届書等情報内容証明書の交付等に係る事務の追加

- ①届書等情報の内容に係る証明書の提供が可能となる。
- ②届書等情報の内容を出力したものの閲覧が可能となる。
 - ・①及び②とも1件につき 350円

3 施行期日

令和6年3月1日